



宮 崎 県 公 報

令和2年7月16日(木曜日) 第 123 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○公営企業の業務の状況の公表……………(財政課) 1	
○県税の期限の延長の期日の指定……………(税務課) 1	
○自衛官候補生の募集期間等……………(危機管理課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(伐倒駆除等)……………(自然環境課) 2	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(移動制限・禁止)……………(“) 2	
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令(“) 2	

○民有林の保安林の指定解除……………(自然環境課) 3
○保安林の指定予定の通知(3件)……………(“) 3
○指定代理納付者の指定……………(ホルミヤギ営業課) 4
○歳入の収納の事務の委託……………(“) 4
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 4
公 告
○家畜人工授精講習会の開催……………(家畜防疫対策課) 4
○落札者等の公告……………4
公安委員会公告
○警備員等の検定の実施について……………5
選挙管理委員会告示
○政党その他の政治団体の設立及び異動の届出……………6

告 示

宮崎県告示第 597号

地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和元年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和2年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 598号

令和元年宮崎県告示第 530号において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和2年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 599号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第 179号)第 114条、第 117条第1項及び第 118条に規定する自衛官候補生の、令和2年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

令和2年7月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

募集別	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称	連絡先
自衛官候補生	令和2年7月1日(水)から同年9月4日((筆記試験)	宮崎市	宮崎第一生命ビルディング新館	自衛隊宮崎地方協力本部募集課
		令和2年9月19日(土)	都城市	都城市総合福	

金)まで ※年間を通じて募集を行っている。

延岡市	延岡市中小企業振興センター	延岡市	延岡市中小企業振興センター	電話0985(53)2643	
	日南市	日南市テクノセンター	日南市		日南市テクノセンター
	西都市	西都市コミュニティセンター	西都市		西都市コミュニティセンター
(口述試験及び身体検査) 令和2年9月23日(水)から同月28日(月)までのうち指定する日	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地	
	新富町	航空自衛隊新田原基地	新富町	航空自衛隊新田原基地	

宮崎県告示第 600号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと

おり指定した。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
いわよし薬局	都城市千町5268番地2	令和 2 年 7 月 1 日

宮崎県告示第 601号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 5 月 20 日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3 に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 に掲げる措置を 1 (2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに 3 に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書

の提出を受けたときは、その届出者が 3 に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3 に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 602号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 (1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 603号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市の市役所並びに高鍋町、新富町及び門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 5 月 20 日まで

- 2 森林病害虫等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。
- 4 命令をしようとする理由
1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チッパーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。
(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。
(4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 604号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和2年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除に係る民有林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6344-10
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 605号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字板床

3992、4009-1、4009-17、4026

- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 606号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字原田字川添1536-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字川添1536-1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 607号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字孫谷南 12238、12240、大字平田字浪掛76-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字浪掛76-3（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

		千穂線	塚村大字家 代字尾水流 125番1地 先から同郡 同村同大字 同字 126番 3地先まで	
--	--	-----	--	--

宮崎県告示第 608号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2第6項に規定する指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定代理納付者の指定を受けた者

宮銀カード株式会社 宮崎県宮崎市橘通東 1 丁目 7 番 4 号第一宮銀ビル7階

トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市区西区牛島町 6 番 1 号

S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 2 号

2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間

ふるさと宮崎応援寄附金

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 609号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
ふるさと宮崎応援寄附金	株式会社トラストバンク	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
ふるさと宮崎応援寄附金	株式会社さとふる	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 610号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 7 月 16 日から同年同月 30 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高	東臼杵郡諸	令和 2 年 7 月 16 日

公

告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する令和 2 年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

令和 2 年 10 月 19 日（月曜日）から 11 月 24 日（火曜日）まで

2 開催場所

県立農業大学校（児湯郡高鍋町大字持田5733番地）

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

令和 2 年 7 月 20 日（月曜日）から 8 月 14 日（金曜日）まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

33,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）を使用するのであらかじめ準備すること。

(2) この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る調達件名

トナーカートリッジ等の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 6 月 25 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社システム開発 代表取締役 水間 浩子

宮崎市大橋3丁目 101番地1号

5 落札金額

31,650,209円 (消費税込み)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年5月14日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和2年7月16日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	1 級	令和2年10月22日(木) 午前9時30分から午後5時ころまで
	2 級	令和2年10月21日(水) 午前9時30分から午後5時ころまで

※当日の受付は、午前9時から9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間及び時間

令和2年8月11日(火)から8月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 空港保安警備2級検定合格証明書の写し及び空港保安警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受験資格認定書(1級検定者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料は、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること(1級に限る。)

オ 手荷物等検査に関すること(2級に限る。)

カ 空港に関すること。

キ 空港保安警備業務の管理に関すること(1級に限る。)

ク 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること(1級に限る。)

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合は、速やかに県警ホームページに掲

載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

1 設立届

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
宮崎県神谷まさゆき後援会	小山明俊	福森一真	宮崎市丸島町2番5号	令和2年6月16日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県支部連合会	星原透	代表者	星原透	坂口博美	令和2年5月23日
自由民主党宮崎県建設業協会支部	小野耕嗣	代表者	小野耕嗣	山崎司	令和2年5月26日
自由民主党日南市支部	竹井崇利	主たる事務所の所在地	日南市乙姫町3-14	日南市岩崎2-2-18	令和2年6月19日
自由民主党佐土原支部	横田照夫	主たる事務所の所在地	宮崎市佐土原町上田島3842	宮崎市佐土原町下那珂4495	令和2年6月25日
		代表者	横田照夫	永野繁利	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
宮崎県税理士政治連盟	遠山喜一郎	主たる事務所の所在地	宮崎市霧島4丁目165番地1遠山税理士事務所内	宮崎市広島1丁目12-17 Q'sビル3階税理士法人ひなた内	令和2年4月1日
西都地区建設業政治連盟	池田博	代表者	池田博	河野孝文	令和2年4月30日
		会計責任者	阿萬憲二	池田博	
延岡地区建設業政治連盟	木村健一	代表者	木村健一	山崎司	令和2年5月11日
山口としきと宮崎市を考える会	山口俊樹	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町曾師前甲3142-2ルーチェI-102	宮崎市橋通西1-3-12 佐野ビル202	令和2年6月1日
宮崎県中小企業政治連盟	堀之内芳久	会計責任者	野口和彦	小八重英	令和2年5月29日
宮崎県LPガス政治連盟	森勝人	会計責任者	児玉太	河野明規	令和2年5月22日
宮崎県建設業政治連盟	小野耕嗣	代表者	小野耕嗣	山崎司	令和2年5月26日